

令和5年 No.49

○国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

専決規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年11月24日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規則第24号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：専決規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。			(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第2 (共通)			別表第2 (共通)		
事 項	名義者	専決者	事 項	名義者	専決者
(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	(1)～(11) 〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(12)超過勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令、旅行命令、出張報告及び用務外出に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長	(12)超過勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令、旅行命令、出張報告及び用務外出に関する文書 教育職員（部局の長及び附属学校運営部長を除く。）	学 長	部 局 の 長 又 は 附 属 学 校 長
課長以上の事務職員（事務局長、経営企画室長 及び監査室長を除く。）	学 長	直 属 の 上 司	課長以上の事務職員（事務局長、経営企画室長 及び監査室長を除く。）	学 長	直 属 の 上 司
上記以外の職員	学 長	附 属 学 校 長 又 は 主 管 課 長	上記以外の職員	学 長	附 属 学 校 長 又 は 主 管 課 長
<u>(13)大学教員（部局の長を除く。）の休日勤務許可申請及び深夜勤務許可申請に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>部 局 の 長</u>			

<p>(14) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書（部局の長，附属学校運営部長，経営企画室長，監査室長及び附属図書館長に係るものを除く。）</p> <p>(15)～(18) 〔省略〕</p>	<p>学 長</p> <p>〔省略〕</p>	<p>部局の長，附属学校長又は主管課長</p> <p>〔省略〕</p>	<p>(13) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書（部局の長，附属学校運営部長，経営企画室長，監査室長及び附属図書館長に係るものを除く。）</p> <p>(14)～(17) 〔省略〕</p>	<p>学 長</p> <p>〔省略〕</p>	<p>部局の長，附属学校長又は主管課長</p> <p>〔省略〕</p>
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は，令和6年4月1日から施行する。</u></p>			<p>〔省略〕</p>		